

令和2年度  
第4回東京都動物愛護管理審議会  
会議録

令和2年12月24日  
東京都福祉保健局

(午前10時03分 開会)

○高橋健康安全部長 皆さんお待たせいたしました。第4回東京都動物愛護管理審議会を開会いたします。

私は、今、御紹介にあずかりました東京都福祉保健局健康安全部長の高橋でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本日審議会の会長をお務めになる林会長のほか3名の委員を除き、WEB会議システムによる参加となっております。

通信環境に起因する遅延をはじめ、機器操作等の点で皆様にお手数をお掛けしますが、円滑な議事運営に御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、定足数の確認をいたします。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席により成立することになっております。

本審議会の委員は20名。現在の出席者は、WEBによる参加者を含めて12名でございます。定足数に達しておりますことを御報告いたします。

あわせて、前回、第3回審議会は書面開催となりましたため、新たに就任された委員の方々を御報告できませんでしたので、ここで改めて御紹介いたします。

委員名簿を御覧いただきたいと思います。

新たに就任された鈴木委員でございます。

田畑委員でございます。

平野委員でございます。

八神委員でございます。

さらに、今回も委員の交代がございましたので、交代により新たに御就任いただいた委員の方々を御紹介いたします。

木下委員でございます。

清水委員でございます。

白土委員でございます。

なお、赤澤委員、高橋委員、滝川委員、武内委員及び町屋委員におかれましては、本日所用により御欠席ということで伺っております。

続きまして、資料等の確認をいたします。

本日の資料ですが、次第、答申案及び参考資料といたしまして、参考資料の1は東京都動物愛護管理審議会答申案の概要でございます。

参考資料の2が検討事項、これまでの審議経過となっております。

報道関係の皆様にも、よろしくお願いいたします。カメラ撮影は、ここまでといたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては、林会長にお願いいたします。

林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長 皆さん、こんにちは。会長の林でございます。

第4回審議会でございます。委員の皆様への御協力、誠にありがとうございます。本日の審議会を円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず議事に入ります前に、本日の注意点を申し上げます。本会議は、原則として公開となっているところですが、コロナ対策のために、一般の傍聴はお断りしております。

また、資料及び議事録については、原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、本日の議題は、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」ということで、答申案の議事に入ります。

第3回の審議会後、今年8月6日と11月5日に開催された小委員会ですね、ここで取りまとめられました答申案について、本日審議を行い、答申をまとめたいと存じます。

それでは、これより、議事次第に従って、はじめに事務局から関係資料の御説明をお願いします。

○田島動物愛護管理専門課長 動物愛護管理専門課長の田島でございます。資料説明に入ります前に、先ほど林会長からお話もございましたとおり、本答申案は数回にわたる小委員会におきまして、委員の皆様への真摯かつ建設的な御討議を経て、取りまとめられたものです。小委員会の委員長も兼任された林会長をはじめ、小委員会委員の皆様に対しまして、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

あわせて、取りまとめていただいた小委員会に代わりまして、事務局から本答申案を御説明することについて、皆様への御理解を頂戴できればと存じます。

では、これから資料を御説明いたします。

お手元の答申案の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

本日の資料説明の流れとしましては、はじめに「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」を御説明し、次に「第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況」を御説明します。

続いて、裏面「第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」の項番1、2を御説明し、最後に項番「3 計画における数値目標について」を御説明いたします。

御質問等は、ただいま、御説明した区切りごとに承りたいと存じます。では、早速資料説明に移ります。

最初に1ページの「はじめに」を御覧ください。ここには、これまでの審議会に対する諮問から答申までの、審議経過が述べられております。本答申案の構成につきまして、去る11月の小委員会におきまして、委員より、「答申とは、諮問に対して専門家集団である審議会委員として答えを出すものであるが、第1、第2については、東京都の職員自身が知事に返しているような文章になっており、答申の位置付けがよく分からなく

なっている」との御指摘を受けました。このため、本文最後から二番目の段落に「本答申では、まず、都における動物の飼養状況や事業者の状況、国における制度改正の動き等について概観し、これまでの都における取組の内容や到達点を確認した上で、現時点での課題や中長期的な展望を見据えた審議会及び小委員会における議論を踏まえ、今後、東京都が取り組むべき動物愛護管理施策の方向性を示した」旨追記いたしました。

また、最後の段落では、締めくくりといたしまして「本答申を踏まえ、推進計画に基づく、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた施策が更に推進されることを期待する」旨林会長の御名前とともに記されているところです。

次に2ページ、「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」を御覧ください。

御説明の前に表題の直下にございます「平成30年度の犬の登録頭数は、全国で約623万頭、都では約51万頭であった」との一文につきましては、その下の項番「1 犬の個体数推計」「(1) 犬の登録頭数」の本文1行目を誤って転写したものでございます。事務局を代表して不手際をお詫びしますとともに、誠にお手数ですが、本文削除方お願いします。

では、改めまして、資料説明に入ります。最初に記載された項番「1 犬の個体数推計」から、飛びまして、15ページの「10 動物愛護施策に関する都政への要望」までの事項は、国の最新統計が明らかになっていない箇所を除きまして、中間報告以降の都の関連統計等の時点更新に係る追記をしております。記載内容自体は、中間報告から大きな変更等はないので、誠に申し訳ございませんが、お時間の都合上、個々の事項説明は割愛いたします。

続きまして、16ページの「11 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正」を御覧ください。この項目は、今回の動物愛護管理法等の改正を受け、新たに追記したものです。はじめの(1)に動物愛護管理法等の改正の経緯を、次の(2)に改正法のうち、令和2年6月に施行された主な事項を、次葉17ページの(3)に令和3年6月に施行される第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化等を、続く18ページの(4)に令和4年6月に施行されるマイクロチップの装着等の義務化等を記載しております。

次葉19ページには、国の基本指針の主な改正事項を記載しております。個々の事項につきましては、前回の審議会等で資料を配布しておりますことから、この場での御説明は割愛いたしますので、御了承ください。甚だ簡単ではございますが、「第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」部分の御説明は、以上でございます。

○林会長 それでは御質問、御意見、ございませんか。ないようですね。それでは、引き続き、御説明をお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、続きまして、20ページ、「第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況」を御覧ください。

この章では、中間報告策定後に追記された箇所を中心に御説明いたします。

次葉21ページ、項番「1 動物の適正飼養の啓発と徹底」の「(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化(施策1)」を御覧ください。

ここでは、最後の段落でペットショップ等を通じた啓発及び地域における動物の相談支援体制整備事業について追記しております。

続く、「(2) 犬の適正飼養の徹底(施策2)」及び次葉22ページの「(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充(施策3)」につきましては、特に追記等はありません。

次に、「(4) 多頭飼育に関する問題への対応(施策4)」を御覧ください。ここでは、最後の段落で民生委員・児童委員向け多頭飼育問題啓発リーフレットの作成、配付等について追記しております。

次に、「(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策(施策5)」を御覧ください。ここでは、次葉23ページの最後の二つの段落で、今回新たに作成しました遺棄・虐待防止ポスターの配布及び獣医師による通報義務化に係る取組を紹介しております。

続く、「(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成(施策6)」及び「(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援(施策7)」につきましては、特に追記等はありません。

次に、24ページ、項番「2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進」を御覧ください。

最初の「(1) 動物取扱業の監視の強化(施策8)」では、最後の段落で、保管業者及び販売業者に対する一斉監視並びに動物取扱業者向けに作成した防災チラシによる普及啓発について追記しております。

続く、「(2) 動物取扱業への指導事項の拡大(施策9)」から次葉「(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応(施策11)」までにつきましては、特に追記等はありません。

続いて、項番「3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」を御覧ください。

はじめの「(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり(施策12)」については、特に追記等はありません。

次葉26ページの「(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保(施策13)」では、最後の段落で東京農工大学による大学提案事業の一環として始められた、大学からセンターへの専門的助言について紹介しております。

続いて、次葉27ページ、項番「4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」を御覧ください。

「(1) 動物由来感染症への対応強化(施策14)」では、最後の二つの段落で、動物由来感染症に関するシンポジウムの開催及び大学事業提案に係る動物由来感染症の病原体の検出法等について追記しております。

続く、「(2) 災害時の動物救護体制の充実(施策15)」では、次葉28ページの下から四つ目の段落で「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」の改訂を、同じく下から三つ目の段落で、今般の新型コロナウイルス感染症発生に係る動物愛護相談センターでのペットの一時預かり事業について追記しております。

駆け足で恐縮ですが、「第2 動物愛護管理推進計画に基づく各政策の取組状況」部分の御説明は、以上でございます。

○林会長 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。皆様、御質問、御意見等がございましたら。

○平野委員 すみません。ちょっと質問ですけれども、よろしいでしょうか。主婦連合会平野でございます。

1回ビデオを下げますけれども、質問はですね、今この新型コロナ禍の状況で、ペットが寂しいということで、お飼いになる方も増えているっていうような情報もありますし、実際飼ってみたら、飼いきれないっていうので、またこのペットをですね、捨ててしまったり、譲渡、何かちょっとかわいそうな思いをさせているっていう人も同じくらい増えてるっていう話も聞いているんですけれども、このような状況でですね、今文章の中にはですね、このコロナ禍でもということで、強化をしているっていうようなことは書いてあるんですけれども、実際具体的にですね、そのアクションは起こしているのでしょうか。

○林会長 事務局の方でお答えできますか。

○田島動物愛護管理専門課長 動物愛護相談センターでは、今回のコロナ禍に関連しまして、安易な飼養開始に伴う飼養放棄と言いますか、飼いきれないということで、引取りが増えているという事実はございません。御案内のとおり、動物愛護管理法等に基づきまして、ペットショップ等から動物を購入する場合には、法定事項に伴う説明とともに、東京都で独自に10項目追加いたしまして、本当に終生責任をもって飼い続けることができますかといったことを、動物を飼う前に、顧客から意思確認を取った上で販売するという形を取らせていただいております。マスコミ等では、そのような報道等もなされているようでございますけれども、実態としては、都においてはそういった事実は確認されていないという状況でございます。

○林会長 よろしいですか。

○平野委員 はい。ありがとうございました。

○木下委員 よろしいでしょうか。今の御説明があった、施策15の「災害時の動物救護体制の充実」の文言ですが、読んでいくと、新型コロナウイルス感染症により一時預かりをしているところまでは言及があるんですけれども、これ確か日本財団が用意した宿泊療養施設にペットと一緒にいけるっていうのが、140室か何か報道されていると思うんですが、そういった取組について言及がないのは、なぜでしょうか。

○林会長 よろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 東京都としましては、今お話のあった対策を講じているところではございますけれども、組織上は、私どもは健康安全部、日本財団での療養につきましては、感染症対策部で事業を行っておりますので、実態としては連携、協力はさせていただいているところですが、日本財団の関係の事項については、今回の取組の実績の中には記載していないという状況になっております。

○木下委員 それはすごく違和感がありますけど。東京都として全体としては一つなわけで、部の、部下の仕切りが違うから実際やっているものが記載できないっていうのは、すごい何か、納得いかないというか、逆に分かりにくくて、これだけ見た人はそういった宿泊療養のとき、ケースのときに、ペットと一緒にいけるってことをやってないんだなっていうふうに理解するわけですよね。

○田島動物愛護管理専門課長 今、木下委員からも御指摘がございましたので、記載内容につきましては、林会長とも相談しながら、検討して参りたいと存じます。

○木下委員 はい。よろしくお願いします。

○林会長 はい。ありがとうございました。それでは先ほどから手を挙げておられる工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 恐れ入ります。ありがとうございます。

22ページの多頭飼育に起因する問題への対応、これ、そのあと31ページにも御説明がもしかしてあると、ちょっとダブってしまうかもしれないんですが、ここに福祉、31ページの方には動物愛護部局、福祉の部局、あるいは警察との連携というふうに出ておりますが、私はここに住民組織ですね、町会、自治会などの住民組織を何らかの形で情報交換の場と言いましょか、方法として加えていただければなあと考えております。と言いますのは、平成11年の審議会の答申で出された飼い主のいない猫との共生モデルプラン、飼い主のいない猫対策、共生モデルプラン事業ですが、それまでは、ボランティアと管轄行政だけの共同、協力体制だったんですが、そこにはじめて、東京都の審議会です住民組織、町会などの住民組織っていうのを加えてくださった。

住民組織と管轄行政、専門のボランティア、三者で協力して問題解決を図ると。

この多頭飼育の問題も非常に住民の方が情報を持っていますので、住民組織というものの、動物愛護、一つには動物愛護部局、福祉の部局、何かあったら警察、そこへ住民組織というものも、何らかの形で加えていただければと思います。

それと、民生委員・児童委員向けの多頭飼育問題啓発リーフレットとありますが、配布をされたら。これをやっぱり町会ですとか、自治会、住民の方にも配布していただくということ。あるいは、今ちょっと私介護ヘルパーさん、福祉士さん、ケアマネさんなんか、10人と毎月1回WEB会議をやっているんですが、そこで私はちょっと考えてましたのは、地域における猫の飼い方、多頭飼育についてなどの講習会やパネル展、それを地区会館、地区センターなどで、今、コロナでできませんけれども、地元の住民の方、町会の方に多頭飼育は問題なんだということを広報していくということをちょっと考え

ていただければありがたいと思っております。

はい。ありがとうございました。

○林会長 はい。よろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 ただいま御説明した部分は、推進計画に基づく各政策の取組状況でございまして、今、工藤委員から御指摘のあった部分につきましては、まだ御説明していない第3の部分に書かれている部分も含まれておりますので、後ほど改めて御質問いただければと存じます。

○林会長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかには今挙手をされている方いないようですが、御質問、御意見等ありますでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。事務局の説明、続けてお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、29ページ「第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」を御覧ください。この章は中間報告の時点では、「第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項」という表題名になっておりました。今回の答申案では、新たに項番「1 都における動物愛護管理施策の目的等」を加え、あわせて表題名を改めております。

この項では、都は動物の愛護及び管理に関する条例の目的等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、去る平成26年3月に現行の推進計画を改定し、「動物の適正飼養の啓発の徹底」をはじめとする四つの施策展開の方向性に沿った各種施策を示したこと。同計画に基づき、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発など動物愛護に係る様々な取組が推進され、現行計画策定時の目標を上回る致死処分数の減少という成果が得られていること。

去る平成28年12月に都が策定した『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～』において、令和元年度までに殺処分をゼロとすることを目標値として定め、平成30年度に、はじめてその目標を達成したこと。

都においては、動物愛護管理施策の目指すところを見据えつつ、社会状況や都民ニーズ等の変化などに目を配りながら、現下の課題に的確に対応していく必要があることが記されております。

続いて、項番「2 重点的に取り組むべき主な課題とその解決のための施策の方向性」を御覧ください。この表題名は、答申草案では「2 取り組むべき課題と施策の方向性」となっており、今回若干修正を加えたものです。

また、中間報告では、この第3章の表題直下にあった文章を、本答申案では、この項目の下に転記し、あわせて一部表現を膨らませております。

次に「(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底」の「ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化」を御覧ください。

ここでは、次葉30ページ中ほど、下から二つ目の段落で、今回の動物愛護管理法改正に基づき、新たに導入されたマイクロチップ装着制度の定着に向けて、関係者が連携



し、あらゆる機会を捉えて啓発を推進していくことが求められる旨追記しております。

次の「イ 犬の適正飼養の徹底」につきましては、中間報告時点から特に追記等はありません。

続く、「ウ 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制」の項目は、今回新たに設けたものです。動物愛護管理法の改正で区市町村における動物愛護管理担当職員の設置が努力義務とされたこと、また、不適正な動物の飼育に起因する問題の解決のためには、飼い主を含め、住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整備することが重要であることから、地域における相談支援体制の充実を目指した、区市町村の職員への支援や、動物愛護相談センター等からの専門的助言が受けられる仕組みを整えることが必要である旨追記しております。

次の「エ 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携」では、今回の基本指針においても、不適正な多頭飼育問題の対応における福祉部局等との連携の強化が盛り込まれたことなどを踏まえまして、記述内容を膨らませております。

続く、「オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策」では、動物愛護管理法改正に基づく、動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化及び獣医師に対する虐待の通報義務化を追記しております。

また、小委員会委員より「今後、警察に対してどのように関わっていくのか、情報共有をするのか、研修会を行うかなどを記載してほしい」との御提言を踏まえまして、最後の行に「情報共有」という文言を追記しております。

次葉32ページ「カ 地域における適正飼養の推進のための人材育成」につきましては、特に追記等はありません。

次の「キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援」につきましては、本文3行目の後ろにある、「小学校や児童館等」という文言は、中間報告では、単に「教育機関」となっており、今回、より具体的な表現に改めたものです。

続く、「(2) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」につきましては、「ア 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及」から、次葉33ページ、「ウ 譲渡拡大のための仕組みづくり」までの三つの事項とも、特に大きな変更等はありません。

次の「(3) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進」の「ア 動物取扱業の監視強化」につきましては、この度の動物愛護管理法改正に伴い、次葉34ページの上から4行目に、「都は、各事業者に制度改正の内容の周知を図り、適切な事業運営が行われるよう指導していく必要がある」旨記載しております。

続いて、「特に、制度改正により大きな影響が及ぶこととなるブリーダー等の犬猫等販売業者については、監視指導等の際に、従来から規定されていた事業者自らが定めた犬猫等健康安全計画の遵守や、販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保とあわせ、新たに加わった飼養管理基準等の周知徹底を図ることが重要である」旨

記載しております。この箇所も、小委員会委員より、「今後、数値基準等が施行され、取扱業者が廃業し、一般の多頭飼育者になる場合も想定される。都は、このような廃業者への対応も考えていくべきである」との御指摘を受けまして、現状、センターによる監視指導の際、事業者が廃業に伴い不適切な多頭飼育に陥らないよう、予防的な指導等も行っていることから、追記したものです。

さらに、販売業をはじめとした業態の種類に応じ、新たな規制内容についても盛り込んだ事業者評価を行うことにより、重点的な監視が必要な施設に対し、きめ細やかな監視指導を行うなど、監視指導をより効果的に実施する必要がある。新たな規制内容を踏まえた処分基準の明確化と事業者の法令違反に係る必要に応じた警察との連携。加えて、新たに飼養管理の具体的基準が準用されることとなった第二種動物取扱業者への立入・指導の必要性等を追記しております。

次の「イ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進」では、最後から二つ目の段落に、研修や監視指導の際に、自主管理点検票の使い方や具体的基準に基づく確認ポイントを周知するなど、事業者による取組の質の向上を図るとともに、自主管理に取り組む事業者を育成・支援していく必要がある旨記載しております。

この部分につきましても、小委員会委員より「自主管理の促進というよりも、自主管理のできる指導、あるいはその育成をする方がよいのではないか」という御指摘を受け、答申素案から一部表記を改めました。

また、最後の段落に、基本指針の改正に伴い、動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進することが求められている旨追記しております。

次葉35ページ、「ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底」につきましても、特に追記等はありません。

次の「エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応」につきましても、本文の上から5行目に連携先として、新たに、「家畜保健衛生所」を明記しております。

続く、「(4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」の「ア 動物由来感染症への対応強化」につきましても、特に追記等はありません。

次の「イ 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化」につきましても、次葉36ページの三つ目の段落に「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」等の活用により、災害時に避難所の設置主体となる区市町村の対策強化を支援するとともに、避難所運営におけるボランティアや事業者等との連携構築を促進することが求められる旨追記しております。

甚だ簡単ではございますが、「第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」の項番1及び2の説明は、以上でございます。

○林会長 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問、ございますでしょうか。

どうぞ。

- 田畑委員 ちょっと質問なんですけど、32ページの「イ 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保」ということで、動物愛護相談センター、ハードの面でも改修とかそういうのもやっぱり念頭に置かざるを得ないと思うんですが、ホームページで調べたら、ちょっと建築年数は分からないので、こういったこれから求められる動物愛護相談センターの機能を、今はこう兼ねそろえているのかいないのか、その辺のところがちょっと教えていただけますか。
- 田島動物愛護管理専門課長 今回、皆様に取りまとめていただいております答申につきまして、動物愛護相談センターの機能は、各施策の中にセンターの役割という位置付けで埋め込ませている表記になっております。御案内のとおり、既にセンター基本整備構想が策定されておりますので、今後本答申を受けまして、センターをどうしていくのかにつきましては、改めて検討を進めていくという流れになっております。
- 田畑委員 ハードも含むということで、了解しました。
- 林会長 それから、打越委員が挙手をされてますので、どうぞ御発言ください。
- 打越委員 ありがとうございます。

小委員会でさんざん意見を言ってきたところで、今、田島さんも大分気を使って御説明いただいたと思いましたが、修正すべきというか、追記すべきというところをいろいろ盛り込んでいただいていたなあとというふうに思います。

まず、そう感じたのは31ページのエ、多頭飼育に関する3行目でありまして、最初の小委員会に出てきた案では、3行目、各部局にいろんな部局に影響のある事案であるという認識を持つ必要があるとしか書いていなかったのを、その認識を関係者間で共有する必要があるということがとても大事だと思えます。動物愛護部局だけではなくて、福祉部局、その他の市町村なども含めて、多頭飼育問題について理解を深めていただきたいというふうに思います。

また、34ページの業者の取扱いに関しても、明日環境省で会議があるんですけども、数値基準の議論が本格化しているところを同時並行で書いてほしいというところも反映されていてよかったなあとと思います。その上で、今日改めて気が付いたことを二つ、三つお伝えさせていただきますと、一つ目は29ページから32ページまでの要はその、中項目で言いますと、「(1)動物の適正飼養の啓発と徹底」に関して、29ページから32ページまでアイウエオカキまでわたるところであります。

先ほどの工藤委員がおっしゃった多頭飼育も地域の自治会と連携してという御指摘、本当にそのとおりだというふうに思うんですが、多頭飼育であろうが、あるいはその地域猫であるとか、所有者不明の猫であるとか、虐待の問題も、不適切な、不適正な飼養に関して、地域の自治会などの目、それは監視の目でもあったり、見守りの目でもあったりしますが、地域の目というのは不適正飼養の対策上、非常に重要だということの意味してると思うんですね。個々人の飼い主の適正飼養については、これはプロが

きちんと説明するとか、普及啓発すればいいのであって、必ずしも自治会が出てこなくていいんですけども、不適正飼養とか、あるいは飼い主さんがいないような状況に関しては、地域のその監視とサポート、見守りが両方大事と考えますとですね、このウがちよっと中途半端なところに入ってるなあと思ひまして、適正飼養の推進という主張、アとかイとかあるいは32ページに入って、カとかキですね。では、よい飼い方をしましょうというのが、そのアとかイとかカとキだと思ひんですけども、いろいろ地域の中でトラブルが出ている。一生懸命頑張ってる人もいるけど、うまくいっていないってというような話になってくるのが、ウ、エ、オだと思ひますね。何かこれ、いい飼い方しましょうとか、いい人材育成しましょうという話と、何か不適正な話がこう繰り返して出てきますので、順番を整理した方が読みやすい、頭にすっと入ってくる、あるいはその自治会、町内会を巻き込むことの必要性を強く主張できるんじゃないかと感じました。これが1点目です。

それから2点目は、その31ページの虐待、遺棄虐待防止のところ、これが小委員会のときにも少しお伝えしたんですが、私の説明の仕方が悪かったんだと思ひますけれども、動物虐待の事案が発生したときに、その状況を科学的に判断する力、法獣医学が必要、そして警察等とも連携して、地域保健に関わる関係機関との情報共有とも書いてあるんですけども、動物そのものの分析だけではなくて、その虐待を起こしてしまう、あるいは虐待と言っても、積極的な殺傷からネグレクトを起こしてしまうところまで、その飼い主のメンタリティであるとかその状況というのも分析できないと、多分再発を防止できない。だから、書きぶりのところに法獣医学の知識云々と書いてあって、やっぱり動物に視線が向いてるんですが、虐待を起こす側の人物に関する分析も、本当は必要なんじゃないかなあと思ひますので、少し入れられるならと思ひました。

3点目は35ページです。35ページの上の「エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱い」についてなんですけれども、ここは今、私、気が付いたんですけども、東京都の場合、地方衛生検査所を抱えていると思ひますね。外部の大学の動物実験施設であるとか、製薬企業の動物実験施設に対して、東京都から何か積極的にアクセスできるものとは、あまり思えないんですけども、少なくとも東京都のその福祉保健局の中に、出先として地方衛生検査所がある。この地方衛生検査所でいろいろな食品の中に含まれている、例えば、食中毒なんかがあったときの検体の検査であるとか、あるいはその食品の安全性に関しては、動物実験が行われているのではないかと思います。今、自治体なんかでは、もう難しいことできないからやらないというところもありますけれども、大きな自治体では地方衛生検査所での食品の安全の検査を行っていると思ひますね。そういった意味では、自分たちの足元も見て、その動物実験の意義とそれから必要性和、それとともに動物、福祉、3Rを考えるとということを、少し意識した書きぶりにしておかななくていいのかなあと思ひた次第です。

以上3点です。ありがとうございました。

○林会長 はい。3点について、御提案がありましたけれども、これは当局の方で答えられますか。

○田島動物愛護管理専門課長 皆様方に構成も含めて見ていただいた上での答申というかたちになりますので、今、打越委員から御指摘のあったウエの項番の順番につきましては、もし、打越委員に妙案と言いますか、私案をお持ちでしたら、今回御提示いただいて、その内容で皆様が差し支えないということであれば、その内容で組換えというようなかたちを取らせていただければと存じます。いかがでしょうか。

○林会長 項番については、それほど難しい問題ではないと思いますね。

虐待を防止するためには、飼い主について、東京都がどこまで携わることができるか、少し難しいのかな、という気がしますけれども、いかがですか。

○田島動物愛護管理専門課長 動物監視員に対する研修のカリキュラムの中に、いわゆる飼い主のメンタリティと言いますか、精神医学と言いますか、そういったことを盛り込むことも可能だとは存じますし、本文中には地域保健等に係る関係機関との情報共有や連携体制の強化と記載しておりますので、飼い主につきましては、保健師等との連携もありますので、そういった内容であれば、現状すでに記載されているということも言えます。各研修の内容についても、必要に応じて細かく書くことも可能だと存じます。

○林会長 はい。ということで、少し微調整はできる。補正がありますので。

○打越委員 はい。ありがとうございます。大きく書き換えるのはこの段階で厳しいのは分かっているんですが、事務局の側としてそれを意識しているかどうかというのは、これから先問題が出てきたときに、「ここに書いてあるとおりで。だから、位置付けて積極的に研修していかなきゃいけない」という根拠付けになると思うんですね。なので、あえていろいろ指摘させていただきました。すぐに盛り込めとまで言うわけではありませんので、御安心ください。

以上です。

○林会長 はい。ありがとうございます。とても積極的な御提案でした。ほかにどなたか挙手されている方いますか。いないですね。それでは最後になりますが、計画における数値目標について、これは36ページからですね。事務局から説明いただきましょう。

○田島動物愛護管理専門課長 では36ページ、項番「3 計画における数値目標について」を御覧ください。本文最初の段落では、今回の国の改正基本指針における犬及び猫の殺処分に係る数値目標や施策の方向性に関する記述を抜粋して記載しております。今回の指針では、国の殺処分3分類のうち、②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の国全体の殺処分について、平成30年度比50%減となる、おおむね2万頭を目指すとされております。

一方、都におきましては、次葉37ページ冒頭に記載のとおり、国の殺処分の分類のうち、②に相当するものにつきましては、平成30年度及び令和元年度実績において、既に殺処分ゼロを達成していること及びページ中ほどに掲載した表のとおり、現行の都

推進計画において、平成35年度（2023年度）までに達成すべく設定された、動物の引取数をはじめとする具体的な目標値につきましては、令和元年度実績において全て達成されているところです。

あわせて、表の下の段落に記載のとおり、動物の引取数及び動物の致死処分数については、令和元年度実績において、現行の推進計画における目標を大きく上回る80%以上の削減となっており、引き続き改正基本指針で示された方向性を踏まえ、動物の引取数を減らし、殺処分のない状況を継続するための施策を進めていく必要があること。犬の返還・譲渡率につきましては、ほぼ100%に近い状況となっており、引き続きこれを維持していくこと。猫の返還・譲渡率については、現行計画における目標値を大きく上回る成果を得ており、動物福祉等の観点からやむを得ず行う処分や引取・収容後に死亡したものを除いた、返還・譲渡が可能なものについてみれば、犬と同様にほぼ100%の状況となっていることが記されております。

次葉38ページ中ほどには、現行の推進計画に掲げた目標の各項目については、多くの関係者の協力により顕著な成果を上げてきた一方、更なる致死処分数の減少に向けては、負傷動物など譲渡が難しい動物についての取組などの困難な課題も存在すること。次の段落では、これらのことも念頭に置きつつ、引き続き区市町村等と連携して、飼い主に対する適正飼養・終生飼養の普及啓発や地域における相談・支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進を図ることにより、動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減少させていくことが重要である旨記載されております。

この段落につきましても、小委員会委員より、「動物の引取りの最後の砦として自治体があり、引取数の更なる減少を目標にすることによって、引取りの足かせになってしまうのではないか。動物は引き取るが、返還・譲渡率も上げていくのが本来のスタンスではないか」といった御意見や、「引取数を減らすことはよいことだが、行政として引き取るべきものと飼養放棄や不適切飼養を減らすことで減少させるものが混同しているように見えるので、この部分を明確にした方がよい」との御指摘を受けまして、本文にありますとおり、「動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減少させていくことが重要である」との文言を追記しました。

次の本文最後の段落では、動物愛護相談センターにおいては、動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理に関する環境整備を進めるとともに、譲渡に協力するボランティア団体等との連携強化やインターネット等を活用した譲渡の認知度向上を図ることにより、保護した動物を新たな飼い主へ繋いでいく取組を促進し、各指標の数値を着実に向上していくことが求められる旨記載しております。

この箇所は、答申素案の段階では、「動物愛護相談センターにおける負傷動物等の治療・管理の充実、譲渡が難しい動物をボランティア団体等と連携して新たな飼い主へ繋いでいく」との記述でしたが、小委員会委員より、「現在、センターに残っている動物について、ボランティア団体と連携して譲渡していくというのはなかなか現実的ではな

い。その中で、返還・譲渡率を更に上げていこうということになると、無理な譲渡が進んでしまうのではないか。致死処分をしないのであれば、行政が、若しくはボランティア団体と連携した上で、保護したまま終生飼養、管理をしていく必要がある」との御意見を踏まえ、追記したものです。

さらに、ページ下の表のとおり、動物の引取数をはじめとした各指標につきましては、これまでの数値目標達成の礎となった動物愛護の基本理念や、効果的な取組の方向性を堅持しつつ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、今後目指すべき方向性を文言にて明記したところです。この表につきましては、御案内のとおり、事前に委員の皆様にお送りしたのものから、一部表記の仕方を変更しております。具体的には、表の中で指標の一つとして記載された「動物の致死処分数」について、事前送付したものは目指すべき方向性を単に「更なる減少を図る」と表記しておりましたが、本日お示しした案文では、都における致死処分数の内訳を参考に、「動物の致死処分数」の欄を三つに細分し、うち、①と②につきましては目指すべき方向性として「更なる減少を図る」、最後の③、いわゆる都における「殺処分」については、目指すべき方向性として「ゼロを継続する」旨記述を改めました。

本件につきましては、答申案の中では都における「致死処分」と「殺処分」の各文言が意味するところを解説しているところですが、「動物の致死処分数」の目指すべき方向性を単に「更なる減少を図る」という表記でまとめてしまいますと、都は“ゼロ達成”を公言した「殺処分」の更なる減少を図るのか。“ゼロ”の更なる減少とは、数学的にもどうということかとの疑問を生じさせることが懸念されます。したがって、本答申策定に当たり、委員の皆様からお示しいただいた、目指すべき方向性の理念は堅持しつつ、今後マスコミ報道等を通じて、本答申を御覧になる都民をはじめとする多くの方々にとりましても、誤解のない、より分かりやすい表現とするため、本表の表記を一部修正したものです。

皆様に当日配布資料として事前送付した後に、答申案の一部を修正する結果となりましたこと、この場を借りて、事務局を代表し、心よりお詫び申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何とぞ本件主旨を御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、「3 計画における数値目標について」の御説明は、以上でございます。

○林会長 はい。ありがとうございました。先ほど打越委員からもお話があったように、明日25日に環境省の会議がありますね。ここでも、この計画における数値目標、結構大きな話題になることかもしれませんので、ここです、事務局の東京都の考え方を御紹介いただきました。いかがでしょう。何か御意見、御質問ございますか。どうぞ。はい。

○田畑委員 これから数値目標として取り組むことで、一つお願いといたしますか、意見と

ということで申し上げておきたいと思います。やはりこの数値を見ますと、猫、いわゆる地域猫ですね、飼い主がいない猫、あるいは飼い主がいても犬猫等の対策をどうするか。私が理事長やってます愛護協会では、室内飼いの徹底、それから地域猫、いずれは地域猫を減らしていく方向性というのは当然だろうと思いますので、その辺も含めてもう少し東京都としても、しっかりと行政としてもやっていただければということで、お願いと言いますか、意見と言いますか、そういうところです。よろしくお願ひします。

- 田島動物愛護管理専門課長 田畑委員、貴重な御意見ありがとうございました。
- 林会長 それではですね、3人の方が挙手をされてますので、順番にお話いただきたいと思ひます。崎田委員、そしてその次に友森委員ですね、そして最後に打越委員、順番にお願ひしたいと思ひます。それでは崎田委員。

- 崎田委員 実はマイクロチップの装着が義務化されたということで、今のお話と絡めまして現在のリーダーの整備状況というのは、どのようになっているか教えていただければと思ひます。と申しますのは、やはり飼い主がはっきり分かつとはいへ、外から見ても、なかなか分かりにくいものですから、このリーダーの配備っていうのは、かなり重要になってくると思ひます。

例えば、迷子になった動物が確実に戻れるようなことは、どのように策が練られているかということをお願ひしていただければと思ひます。

お願ひいたします。

- 田島動物愛護管理専門課長 申し訳ございませんが、具体的なリーダーの設置台数等は即答できないのですが、当然のことながら、動物愛護相談センターにおきましては、いわゆるハンディー型リーダーと据置型リーダー、特に複数のチップメーカーのものに対応できるよう機器を整備しているところでございます。あわせまして、都内の警察署におきまして、全てではないようなのですが、リーダーを設置して、犬を保護したときにマイクロチップの有無を確認されていると聞いております。また、区市町村でも、災害対策等も含めまして、独自にリーダーを購入しているところはございます。以上です。

- 崎田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

- 林会長 それでは、続きまして、友森委員。どうぞ。

- 友森委員 数値目標の部分なんですけれども、殺処分を3分類していただいて非常に分かりやすくなりました。ありがとうございます。こちらで、具体的な数字を見ていて感じたのが、引取收容後の死亡が非常に多いということです。状態の悪い乳飲み子猫や、交通事故に遭ってしまった猫など、非常に厳しい状況の動物が收容されて、その後亡くなっているのかと思われるのですが、こちらを更なる減少を図るっていうのは、現行の体制では難しいと思ひますので、例えば今の收容後の公示期間ですね、センターから団体が動物を引き出せない期間、公示期間の間にどうしても治療が追いつかなくて亡くなってしまうということがありますが、そういったことを今後変えていくというか、更に減



小さくさせるために、何か改善させる可能性はありますでしょうか。

○林会長 更なる減少を求める、これでいいんですが、何か特に減少のための具体的な方策はありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 今、友森委員から御指摘のあった負傷動物等につきましても、現状できるだけ多くのものをセンターで救えるように獣医療体制を整えているところでございます。大学との連携等もございますので、そういった専門家等からの御意見等も踏まえながら、職員のスキル向上とともに、より多くの動物を救えるように取組を進めていきたいと存じます。あわせまして、現在実施しているミルクボランティアにつきましても、今後、一層取組を進めてまいります。

○林会長 よろしいですか。

○友森委員 はい。ありがとうございます。では、現況ではまだその公示期間中の動物の移動や治療の外注というか、そういうことは検討されていないということでしょうか。

○田島動物愛護管理専門課長 現状では検討しておりません。

○友森委員 ありがとうございます。

○林会長 それでは、最後に打越委員。

○打越委員 はい。ありがとうございます。今の友森委員の御意見を聞いて、少し追加的に考えたことを先に申し上げます。

乳飲み子猫などのミルクボランティアさん等に関しての積極的な運用に関しては、頑張っていたかと思うんですが、ロードキルなどで相当重症のけがを負った場合に、もちろん治療して元気に戻れるならいいんですけども、多くの場合かなり重篤な後遺症が残ることを考えると、また治療が追いつかなくて結局引取収容後に死亡してしまうくらいであるならば、むしろ動物福祉の観点から毅然と安楽死をしてやる、むしろDではなくてCとして判断する能力も必要になってくるのではないかと思います。とっとと諦めて命を諦めろと言っているのではなくて、その治療が間に合わなくて、結局息を引き取ってしまうというくらいであれば、きちんとした麻酔下で安楽死をしてやるということも、考えるべきなので、このDとCの線引きについては改めて考えていく必要があると思うんですね。その上でもともとのお伝えしたかったのは、38ページの文章の3行目、2行目から3行目です。負傷動物など、譲渡が難しい動物についての取組などの困難な課題も存在する。まさに、このことなんですけれども、取組などの困難な課題というよりも、要は悩ましい課題という言葉の方が私はいいのではないかと。難しい、困難と言うと、要は難しいからできないっていう意味を含んでしまいますので、難しいというより、やっぱり悩ましいから。しかも、それは東京都の職員だけが悩むことではないと思うんですね。この計画というか、答申全体を挙げて、これは何せ座長のお名前ですので、勝手なこと言えないんですけども、ほかの分野も全都民を挙げた議論が必要という部分ではあるんですけど、数値目標ともなれば、白黒ははっきりつけなきゃ

いけない悩ましさも出てくると思うんですね。なので、その悩ましい課題に関して都民を挙げた議論をリードしていくとか、議論の場をつくっていくとか、議論の機会を考えていくっていう形で締めくくる方がいいんじゃないかと。それは動物愛護推進員やボランティアさん、それから取扱いの業者、それから職員も、それから大学の研究者も、また一般の市町村も、場合によっては都議会議員の皆様もですね、あるいは市区町村議会の皆様もですね、こういったその悩ましい、本当に動物の命をどう考えるのかっていうのが問われる問題を継続して議論していくというのを示すことが東京都の最新の先進都市としての姿勢であって、それはむしろ環境省に下から上に突き上げるプレッシャーになっていくんじゃないかなと思います。つまり東京都は議論をしていくよ、というのを入れられないかなとちょっと感じました。

以上です。

○林会長 はい。ありがとうございました。

大体予定の時間がきておりますが、もしなければ、これで、今日いただいた御意見、これについて、ほかにも微調整できる部分についてはさせていただきたいと思います。そのところは、私に一任していただけるかどうかということ。ここで皆様のお話聞いていますと、小委員会で2回の論議がありました。これがかなりきっちり反映されていることを御理解いただいたような気がします。大変ありがたいことと思います。内容的には、ありようを変えるような御意見をいただいておりますので、おおむね、この答申案のとおりに進めていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。よろしいようでしたら、ありがとうございました。

最後に、この本審議会は、もう平成30年、8月になりましたけれども、東京都知事から諮問を受けたのちに、審議会は4回、小委員会は5回開催して、東京都における今後の動物愛護管理業者のあり方について論議をしてまとめることになりました。本当に委員の皆様には長期間にわたり、熱心に御審議いただきましたことを、会長として、この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

それでは、これから最後にセレモニーに入りたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

○高橋健康安全部長 林会長、また委員の皆様、誠にありがとうございます。それでは、今、林会長からの御案内がありましたように、答申について御承認をいただきましたので、林会長から私ども東京都に対して答申書をお渡ししたいと存じます。

設営等の準備の都合上、少々お待ちください。

答申書は、東京都知事の代理といたしまして、初宿福祉保健局健康危機管理担当局長にお渡ししたいと思います。

では、林会長、担当局長、よろしく願いいたします。

(答申書の手交)

○高橋健康安全部長 ありがとうございます。それでは、ここで初宿福祉保健局健康危機管理担当局長より御挨拶申し上げます。

○初宿福祉保健局健康危機管理担当局長 皆様方におかれましては、平成30年8月の諮問以降、熱心に御審議をいただきまして、今回、本答申を取りまとめていただきましたことに対しまして、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

この答申では、都における動物愛護管理を取り巻く状況、そして、各施策の取組状況等を踏まえまして今後取り組むべき課題の整理と、これからの課題に応えるための施策の方向性をお示しいただきました。今後、審議会での委員の皆様方の御意見、答申でお示しいただきました方向性に沿いまして、都、それから区市町村、事業者、ボランティアと関係団体、そして、都民の皆様がそれぞれに役割を全うすることによりまして、人と動物との調和のとれた共生社会が実現できますよう東京都動物愛護管理推進計画を改定したいと考えております。今後とも、都の動物愛護管理行政に御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶に代えさせていただきます。本当に長きにわたり、ありがとうございました。

○林会長 それでは、最後に私の方から。東京都におかれましては、今後、本答申を踏まえ、動物愛護管理推進計画を改定していただき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物愛護管理施策を推進していただくよう、心からお願いします。

また、これで最後となりますが、委員の皆様、事務局から何か追加でお話いただくことはございますか。それでは、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

○高橋健康安全部長 林会長におかれましては、長時間にわたり、進行の労をお執りいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様も、熱心に御審議いただき、御礼申し上げます。

これをもちまして、令和2年度第4回東京都動物愛護管理審議会を閉会いたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前11時23分 閉会)